

農業用ダムゲート設備等耐震性能照査業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																	
(目 的) 第1－2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(機能保全計画策定事業)により、国営中勢用水農業水利事業で整備された安濃ダムのゲート設備を対象に耐震性能照査を行う。そのうち安濃ダム洪水吐ゲートの照査結果、及び過年度に耐震性能照査を行った羽布ダム洪水吐ゲートの結果を有識者委員会(以下「委員会」という。)の資料として取りまとめるものである。																	
(場所及び対象設備) 第1－3条	本業務の場所及び対象設備は、下表及び別添位置図に示すとおりである。対象設備毎の業務概要は、別添－3のとおりである。 <table><tr><th>地区名</th><th>対象ダム</th><th>場所</th><th>対象設備</th></tr><tr><td rowspan="5">中勢用水地区</td><td rowspan="5">安濃ダム</td><td rowspan="5">三重県津市芸濃町河内地内</td><td>洪水吐ゲート</td></tr><tr><td>非常用ゲート</td></tr><tr><td>主ゲート</td></tr><tr><td>副ゲート</td></tr><tr><td>取水口ゲート</td></tr><tr><td>矢作川地区</td><td>羽布ダム</td><td>愛知県豊田市羽布町地内</td><td>洪水吐ゲート</td></tr></table>	地区名	対象ダム	場所	対象設備	中勢用水地区	安濃ダム	三重県津市芸濃町河内地内	洪水吐ゲート	非常用ゲート	主ゲート	副ゲート	取水口ゲート	矢作川地区	羽布ダム	愛知県豊田市羽布町地内	洪水吐ゲート	
地区名	対象ダム	場所	対象設備															
中勢用水地区	安濃ダム	三重県津市芸濃町河内地内	洪水吐ゲート															
			非常用ゲート															
			主ゲート															
			副ゲート															
			取水口ゲート															
矢作川地区	羽布ダム	愛知県豊田市羽布町地内	洪水吐ゲート															
(土地への立入り等) 第1－4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。																	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1－5条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある																	

項 目	内 容	備 考														
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS 登録 共通仕様書第1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 (一般事項) 第1－6 条 (管理技術者) 第1－7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものである。 管理技術者は、共通仕様書第1－6 条第3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考														
(照査技術者) 第 1－8 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画書作成段階 2) 解析用物性値の整理・設定段階 3) 解析モデルの作成及び動的解析段階 4) 耐震性能照査段階 5) 報告書原稿作成段階 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－10 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－11 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。															

項 目	内 容				備 考
	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	
	1	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	R4. 2	
	2	土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」	(公) 農業農村工学会	H15. 4	
3	土地改良事業設計指針「耐震設計」	H27. 5			
(作業条件) 第2－2条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 資料の検討等の結果、耐震性能照査に当たって現地での調査が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。 (4) 委員会の委員からの助言等により作業内容を変更追加する必要がある場合は、監督職員と協議することとする。 (5) 委員会に諮る内容について委員会委員と事前に打合せする場合は、監督職員と協議することとする。 (6) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。 (7) 検討の結果、対象施設以外の安濃ダム設備に耐震性能照査の必要性が明らかとなった場合は、本業務にて照査することについて監督職員と協議することとする。				
(対象施設) 第2－3条	本業務の対象とする施設は、別紙－1 業務対象施設一覧表に示すとおりである。				
(参考図書) 第2－4条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。				
	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	
	1	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説	国土交通省河川局	H17. 3	
	2	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省農村振興局	R元. 9	
	3	配電盤・制御盤の耐震設計指針	(一社) 日本電機工業会	H29. 3	
	4	道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）	(公社) 日本道路協会	H29. 11	
	5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説－Ⅳ. 水門・樋門及び堰編－	国土交通省水管理・国土保全局治水課	R2. 2	
	6	ダム・堰施設技術基準（案）	(一社) ダム・堰施設技術協会	H28. 3	
	7	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版	(一社) 公共建築協会	R3. 2	

項 目	内 容	備 考																																	
(貸与資料) 第 2－5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr></thead><tbody><tr><td>現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="3">事業誌</td><td>中勢用水 事業誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td>安濃ダム 技術誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td>矢作川第二 技術誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="7">報告書</td><td>平成20年度 安濃ダム及び羽布ダム機能保全計画作成業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成24年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その2 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その3 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成28年度 中勢用水地区 安濃ダム機械設備等補修整備検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>中勢用水農業用水事業工事 完成図書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営施設機能保全事業中勢用水地区工事 完成図書</td><td>1 式</td></tr></tbody></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式	事業誌	中勢用水 事業誌	1 式	安濃ダム 技術誌	1 式	矢作川第二 技術誌	1 式	報告書	平成20年度 安濃ダム及び羽布ダム機能保全計画作成業務	1 式	平成24年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務	1 式	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その2 業務	1 式	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その3 業務	1 式	平成28年度 中勢用水地区 安濃ダム機械設備等補修整備検討業務	1 式	令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務	1 式	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務	1 式	その他	中勢用水農業用水事業工事 完成図書	1 式	国営施設機能保全事業中勢用水地区工事 完成図書	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																																	
現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																																	
事業誌	中勢用水 事業誌	1 式																																	
	安濃ダム 技術誌	1 式																																	
	矢作川第二 技術誌	1 式																																	
報告書	平成20年度 安濃ダム及び羽布ダム機能保全計画作成業務	1 式																																	
	平成24年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務	1 式																																	
	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その2 業務	1 式																																	
	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その3 業務	1 式																																	
	平成28年度 中勢用水地区 安濃ダム機械設備等補修整備検討業務	1 式																																	
	令和 5 年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務	1 式																																	
	令和 5 年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務	1 式																																	
その他	中勢用水農業用水事業工事 完成図書	1 式																																	
	国営施設機能保全事業中勢用水地区工事 完成図書	1 式																																	
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－6 条	第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																																		
(関連業務) 第 2－7 条	本業務と関連する業務は次の通りであり、委員会の運営に当たっては、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にしなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>業務名</th><th>業務実施（予定）期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>令和 6 年度 農業用施設安全性評価及び大規模地震対策検討委託事業(仮称)</td><td>令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月</td></tr></tbody></table>	番号	業務名	業務実施（予定）期間	1	令和 6 年度 農業用施設安全性評価及び大規模地震対策検討委託事業(仮称)	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月																												
番号	業務名	業務実施（予定）期間																																	
1	令和 6 年度 農業用施設安全性評価及び大規模地震対策検討委託事業(仮称)	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月																																	

分 類	貸 与 資 料	数 量
現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式
事業誌	中勢用水 事業誌	1 式
	安濃ダム 技術誌	1 式
	矢作川第二 技術誌	1 式
報告書	平成20年度 安濃ダム及び羽布ダム機能保全計画作成業務	1 式
	平成24年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討業務	1 式
	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その2業務	1 式
	平成25年度 国営造成農業用ダム安全性評価検討その3業務	1 式
	平成28年度 中勢用水地区 安濃ダム機械設備等補修整備検討業務	1 式
	令和5年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務	1 式
	令和5年度 伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務	1 式
その他	中勢用水農業用水事業工事 完成図書	1 式
	国営施設機能保全事業中勢用水地区工事 完成図書	1 式

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

本業務と関連する業務は次の通りであり、委員会の運営に当たっては、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にしなければならない。

項 目	内 容	備 考
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における主な作業内容は、次のとおりである。 なお、詳細な作業内容及び数量は、別紙-2作業項目内訳表に示すとおりである。 (1) ゲート設備の耐震性能照査(レベル1) 安濃ダムゲート設備を対象に耐震性能照査(レベル1)を行う。 (2) ゲート設備の耐震性能照査(レベル2) 安濃ダムゲート設備を対象に照査に必要となる諸係数及び物性値を設定し、耐震性能照査(レベル2)を行う。 (3) 委員会資料作成 安濃ダム洪水吐ゲート及び羽布ダム洪水吐ゲートの耐震性能照査の結果を取りまとめ、関連業務にて開催する委員会の資料を作成する。	
(作業の留意点) 第3-2条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第2-4条や第2-5条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。 (4) 入力地震動を設定する際は、過年度に実施した安濃ダム堤体の耐震性能照査で設定した地震動を参考とする。 (5) ダム軸方向の入力地震動及び貯水池の動水圧の考え方については、羽布ダム洪水吐ゲートでの検討内容を参考とする。 (6) 安濃ダム本堤の解析に係る物性値のうち堆砂高さは、現況の堆砂高さから設定することとする。 (7) 委員会資料の作成に当たっては、委員会幹事会前に案を作成し、幹事会等で出された意見を反映した資料を作成することとする。	
(業務写真における 黑板情報の電子化) 第3-3条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条 (幹事会) 第4-2条	(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、その他原価に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(解析用物性値の整理・設定段階) 第3回 中間打合せ(解析モデルの作成段階) 第4回 中間打合せ(耐震性能照査段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 本業務は、以下の段階において委員会幹事会を予定している。幹事会には管理技術者が出席し、監督職員からの要請に応じて幹事等からの質疑に対する説明を行うものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第1回 解析用物性値の整理・設定及び解析モデルの作成段階 (令和6年9月頃) 第2回 耐震性能照査段階(令和7年1月頃)	

項 目	内 容	備 考
(委員事前説明) 第 4－3 条	本業務は、以下の段階において委員会に諮る内容について委員 4 名へ事前に説明することを予定しており、管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第 1 回 解析用物性値の整理・設定及び解析モデルの作成段階 (令和 6 年 9 月頃) 第 2 回 耐震性能照査段階 (令和 7 年 1 月頃)	
(委員会) 第 4－4 条	本業務は、以下の段階において委員会を予定している。委員会には管理技術者が出席し、監督職員からの要請に応じて委員等からの質疑に対する説明を行うものとする。 第 1 回 解析用物性値の整理・設定及び解析モデルの作成段階 (令和 6 年 10 月頃) 第 2 回 耐震性能照査段階 (令和 7 年 2 月頃)	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1 部	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通 4 丁目 8 番 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 21 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2－2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2－3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (5) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (6) 第 4－2 条に示す「幹事会」に変更が生じた場合 (7) 第 4－3 条に示す「委員事前説明」に変更が生じた場合 (8) 第 4－4 条に示す「委員会」に変更が生じた場合 (9) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (10) 履行期間の変更が生じた場合 (11) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (12) その他	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとする。	

別紙－１ 業務対象施設一覧表

１．安濃ダム

施設区分	構成要素（構造※１）	本業務で行う 耐震性能照査	
		レベル１	レベル２
洪水吐ゲート 鋼製ラジアルゲート B7.0m×H7.453m×３門	ゲート設備（Ｓ）	○	◎
	戸当たり（Ｓ）	○	◎※２
	門柱（ＲＣ）	○	◎
	開閉装置（固定部）	○	◎※２
	機側操作盤（固定部）	○	◎※２
	タラップ	—	—
非常用ゲート 鋼製ローラゲート B2.23m×H2.50m×１門	ゲート設備（Ｓ）	○	◎※２
	戸当たり（Ｓ）	○	◎※２
	開閉装置（固定部）	○	◎※２
	機側操作盤（固定部）	○	◎※２
主ゲート ジェットフロートゲート φ1,600mm	ゲート設備（Ｓ）	○	◎※２
	ボンネット（Ｓ）	○	◎※２
副ゲート 高圧ボンネット型スライドゲート B1.30m×H1.60m×１門	ゲート設備（Ｓ）	○	—
	ボンネット（Ｓ）	○	—
取水口ゲート 鋼製スライドゲート B1.65m×H1.65m×５門	ゲート設備（Ｓ）	○	◎
	戸当たり（Ｓ）	○	◎※２
	開閉装置（固定部）	○	◎※２
	機側操作盤（固定部）	○	◎※２
【備考】 ◎：動的解析、○：静的解析 ※１ 構成要素の構造型式、Ｓ：鋼構造、ＲＣ：鉄筋コンクリート構造 ※２ 動的解析の結果を活用し、静的に照査			

2. 羽布ダム

施設区分	構成要素（構造※ ¹ ）	実施済みの耐震性能照査	
		レベル 1	レベル 2
洪水吐ゲート 鋼製ラジアルゲート B7.5m×H6.5m×3門	ゲート設備（S）	○	◎
	戸当たり（S）	○	◎※ ²
	門柱（RC）	○	◎
	天端橋梁	○	◎※ ²
	開閉装置（固定部）	○	◎※ ²
	機側操作盤（固定部）	○	◎※ ²
	操作橋	○	◎※ ²
	昇降階段	—	—
【備考】羽布ダム洪水吐ゲートを対象とした耐震性能照査は、「令和5年度 矢作川地区 羽布ダム洪水吐ゲート耐震性能照査業務」にて実施済みである。 ◎：動的解析、○：静的解析 ※1 構成要素の構造型式、S：鋼構造、RC：鉄筋コンクリート構造 ※2 動的解析の結果を活用し、静的に照査			

別紙－２ 作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 業務準備			
1-1 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2 資料の検討	業務に必要な資料収集及び貸与資料を把握する。	1 式	
2. 耐震性能照査手法 の検討	貸与資料等から安濃ダムのゲート設備を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
3. ゲート設備の耐震 性能照査 (レベル 1 地震動)	安濃ダムのゲート設備を対象にレベル 1 地震動に対する耐震性能照査に係る諸係数を現行基準により設定するとともに、構造物の構成要素毎に照査断面等を作成し、レベル 1 地震動に対する耐震照査を行う。	1 式	
4. ゲート設備の耐震 性能照査 (レベル 2 地震動)	安濃ダムのゲート設備を対象にレベル 2 地震動に対する耐震性能照査を行う。		
4-1 入力地震動の整 理・設定	① 貸与資料を基にダム堤体の耐震性能照査に用いた地震動（タイプ 1、タイプ 2）を整理する。 ② 農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアルで静的照査を行う施設について諸係数を設定する。	1 式	
4-2 解析用物性値の 整理・設定	貸与資料を基に解析モデルに入力する岩盤の物性値、ダムの物性値、ゲート設備の物性値を設定する。	1 式	
4-3 ダム本体の地震 応答解析	① ダム本体の地震応答解析を 2 次元解析、及び付帯設備を除いた簡易的な全体 3 次元断面モデルの 2 方法で行い、その結果から、門柱部基礎標高位置及び洪水吐ゲート並びに取水口ゲートが設置された位置の応答加速度（上下流及び鉛直方向）を抽出する。 ② ①の結果から照査の対象とする地震応答解析方法を決定するとともに、その解析方法による門柱部基礎標高位置及び耐震照査対象のゲートが設置された位置の応答加速度（上下流及び鉛直方向）の時刻歴波形を抽出する。 ③ ②で決定した地震応答解析方法での応答加速度の結果からゲート部に作用する地震荷重が最大となる洪水吐ゲート及び取水口ゲートを選定し、耐震照査対象ゲートとする。	1 式	
4-4 門柱の非線形解 析モデルの作成 及び動的解析	鉄筋コンクリートの非線形挙動を精度よく予測可能な手法を用いて洪水吐ゲート門柱の 2 次元動的非線形解析を実施する。門柱の 2 次元動的非線形解析を行う照査断面は、上下流・ダム軸の両断面とする。 なお、洪水吐ゲート門柱に入力する地震荷重は、4-3 ダム本体の地震応答解析で得られた門柱部基礎標高位置での応答加速度の時刻歴波形を使用する。	1 式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
4-5 ゲートの3次元線形解析モデルの作成及び動的解析	4-3 ダム本体の地震応答解析で選定した耐震照査対象の洪水吐ゲート1門及び取水口ゲート1門の3次元線形解析モデル（ゲート詳細モデル）をシェル要素で作成して動的解析を行い、ゲートの発生応力・変位を抽出する。 なお、解析は線形解析とし、3次元線形解析モデルに入力する地震荷重は、4-3 ダム本体の地震応答解析で得られたゲート設置位置での応答加速度の時刻歴波形を使用する。	1式	
4-6 耐震性能照査	① 洪水吐ゲート門柱の2次元非線形解析結果に基づき、門柱の曲げ破壊、せん断破壊、変位に対する照査を実施する。 ② 洪水吐ゲート及び取水口ゲートの3次元動的解析結果に基づき、ゲート各部材の発生応力が座屈強度、降伏強度を超過するか否か、扉体水密部の変位量が許容変位量を満足するか否かを照査する。 また、洪水吐ゲート及び取水口ゲートの3次元動的解析にて直接モデル化しない固定部（戸当たり部、トラニオン部、アンカレッジ部、ローラ部等）については、ゲート扉体の動的解析結果を用いた構造計算により照査を行う。 ③ 洪水吐ゲートと取水口ゲートの開閉装置（固定部）、機側操作盤（固定部）、並びに非常用ゲート及び主ゲートの照査は、ダム本体若しくは門柱の動的解析結果に基づく応答結果から外力条件を設定し、適用図書や造成時の手法等による構造計算にて照査を行う。	1式	
5. 委員会資料の作成	作業項目4.までに検討した安濃ダム洪水吐ゲートの耐震性能照査の結果、及び過年度業務にて行った羽布ダム洪水吐ゲートの耐震性能照査の結果から、委員会に諮る資料を作成する。 なお、委員会は、本年度内に2回開催することを想定している。	1式	
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
7. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書を作成する。	1式	